

島根県収入証紙の廃止に関する意見に対する県の考え方

NO	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>収入証紙に代わる納付方法として、法人にとって利便性の高いペイジー（インターネットバンキングによる納付）の導入を希望</p>	<p>収入証紙に代わる納付方法の一つとして、ペイジーの導入を検討しています。</p> <p>現在、整備を検討している納付方法のうち、インターネットバンキングを利用できる納付方法は以下の2つです。</p> <p>① しまね電子申請サービスによる納付【ペイジーで納付する場合】 一部の使用料、手数料では、既にしまね電子申請サービスによる納付が可能となっており、今後も順次対象を拡大して行く予定です。</p> <p>② 納入通知書、納付書による納付【ペイジー、eLTAX（エルタックス）で納付する場合】 ペイジーでの納付は令和8年度から、eLTAXでの納付は令和8年度中の利用開始を検討中です。</p> <p>ただし、納付方法は申請主体、頻度、納付確認に要する時間等を考慮し、手続ごとに選択するため、整備する納付方法を全て利用できるわけではありませんが、県民の利便性が向上する方法を検討していきます。</p>
2	<p>収入証紙の廃止時期及び収入証紙に代わる納付方法への移行時期について随時情報提供を希望</p>	<p>令和8年3月末で収入証紙の販売を終了し、令和8年4月から廃止する予定です。</p> <p>ただし、経過措置として令和8年9月末まで収入証紙による納付を可能とすることを検討しています。</p> <p>手続ごとに利用可能な納付方法や利用開始時期について、随時県のホームページで確認できるよう対応していきます。</p>